

U・I ターン移住者の住宅取得補助制度

本市では、移住者が行う住宅の新築購入、自己所有の住宅のリフォームに要する経費に対し補助を行っています。このたび、4月1日から対象がUターン移住者にも拡充されました。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■対象要件

- 令和3年4月1日以後に定住の意思を持つて本市に転入し、転入前において世帯員全員が3年以上本市に住所を有していないこと
- 令和3年4月1日以後に住宅の新築・購入、リフォームを行っていること
- 世帯の責任者が60歳未満であること
- 居住地の自治公民館に加入すること
- 市税の滞納がないこと
- 年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯で、あること
- 居住地の自治公民館に加入すること

※平成31年4月1日から令和3年3月31日までにUターン移住された方は対象要件が異なりますので、お問い合わせください。

■補助金額

①住宅を新築または新築住宅（建築してから2年未満で、

土地購入費を除く購入金額が200万円以上の住宅）を購入した場合＝70万円
※市内建築業者と工事請負契約をした場合は30万円加算

②中古住宅（建築してから2年

以上経過しており、土地購入費を除く購入金額が200万円以上の住宅）を購入した場合＝工事費用の2分の1（上限20万円）

※市内業者が行う施工に限る。
■問合せ 企画調整課企画調整係 TEL7211111（内線225）

魅力ある商店街づくりへ

商店街活性化に補助制度

がんばる商店街支援事業

新商品開発やイベントなどのソフト事業や街路施設整備などのハード事業を行う商店街団体等に補助します。

■対象事業
①新店舗及び駐車場に係る賃料（出店した月から起算して2年間分）

・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業

・ハード事業＝事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業

・補助対象者 商工業者等を構成員として設立された法人または団体

・補助金額 の5分の1以内の額（限度額1000万円）

・ソフト事業＝補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）

・ハード事業＝補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）

・補助金額 の5分の1以内の額（限度額1000万円）

・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）

・対象事業②＝月額50万円

■問合せ 企画調整課政策推進係 TEL7211111（内線219）

商店等新規出店支援事業

枕崎市都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域に属する地域または枕崎市通り会連合会の主要道路に面する場所において、新規に出店する場合に賃借料及び新築費、改修費の一部を補助します。

■対象事業
①新店舗及び駐車場に係る賃料（出店した月から起算して2年間分）

・ハード事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業

・ソフト事業＝事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業

・補助対象者 新規出店者

・補助金額 解体撤去費を除く

・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）

・対象事業②＝月額50万円

■問合せ 水産商工課商工振興係 TEL7616667

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税

身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

障害者手帳の交付を受けている方は所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

次に掲げる書類等を持参のうえ、5月24日（月）までに税務課課税係（14番窓口）で減免申請の手続きを行ってください。
※前年度に減免を受けた方も、毎年手続きが必要です。

なお、障害の等級や状態、また、運転する方などの条件によつて、該当しない場合もありますので、詳しくは、税務課課税係（14番窓口）へお問い合わせください。

申請に必要なもの 軽自動車税納税通知書、運転免許証、車

児童手当が支給されます

児童手当制度

受給資格者 中学校卒業まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

今年度は、平成20年3月以前に最初の新規検査をされた車が年次以降順次、最初の新規検査（新車の登録）から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。

今年度は、平成20年3月以前に最初の新規検査をされた車が年次以降順次、最初の新規検査（新車の登録）から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

申請は早めに済ませましょう

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行なうようにしてください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税

身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

障害者手帳の交付を受けている方は所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

次に掲げる書類等を持参のうえ、5月24日（月）までに税務課課税係（14番窓口）で減免申請の手続きを行ってください。
※前年度に減免を受けた方も、毎年手続きが必要です。

なお、障害の等級や状態、また、運転する方などの条件によつて、該当しない場合もありますので、詳しくは、税務課課税係（14番窓口）へお問い合わせください。

申請に必要なもの 軽自動車税納税通知書、運転免許証、車

軽自動車の経年車重課について

検証、マイナンバーカード（通知カードで可）、印鑑、手帳身健福祉、戦傷病者）

知力で可）、印鑑、手帳身健福祉、療育、精神障害者保

障害者手帳の交付を受けている方は所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

申請に必要なもの 軽自動車税納税証明書（継続検査用）

軽自動車税納税証明書（継続検査用）について

検証、マイナンバーカード（通知カードで可）、印鑑、手帳身健福祉、戦傷病者）

知力で可）、印鑑、手帳身健福祉、療育、精神障害者保

障害者手帳の交付を受けている方は所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

申請に必要なもの 軽自動車税納税証明書（継続検査用）

軽自動車の経年車重課について

検証、マイナンバーカード（通知カードで可）、印鑑、手帳身健福祉、戦傷病者）

知力で可）、印鑑、手帳身健福祉、療育、精神障害者保

障害者手帳の交付を受けている方は所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

申請に必要なもの 軽自動車税納税証明書（継続検査用）

軽自動車税納税証明書（継続検査用）について

検証、マイナンバーカード（通知カードで可）、印鑑、手帳身健福祉、戦傷病者）

知力で可）、印鑑、手帳身健福祉、療育、精神障害者保

障害者手帳の交付を受けている方は所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

申請に必要なもの 軽自動車税納税証明書（継続検査用）

軽自動車の経年車重課について

検証、マイナンバーカード（通知カードで可）、印鑑、手帳身健福祉、戦傷病者）

</